

「GISアクションプログラム2010（案）」

はじめに.....	1p
第Ⅰ部 GIS政策の展開の方向.....	2p
1. 新たなGIS計画の意義.....	2p
(1) GIS政策の経緯と現状.....	2p
①GIS関係省庁連絡会議における取組.....	2p
ア. GIS関係省庁連絡会議の設置.....	2p
イ. 「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」 及び「国土空間データ基盤標準及び整備計画」.....	2p
ウ. 「GISアクションプログラム2002-2005」.....	3p
②測位・地理情報システム等推進会議の設置.....	3p
(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開.....	3p
①GISの新たな展開への期待.....	3p
②今後の課題.....	4p
(3) 目指すべき地理空間情報を活用した社会の姿 -「地理空間情報高度活用社会」の実現-	
①行政の効率化・高度化.....	4p
②国民生活の利便性の向上.....	5p
③産業・サービスの発展・創出.....	5p
④国土の利用、整備及び保全.....	5p
2. 計画策定の基本的な方針.....	6p
(1) 計画の目的.....	6p
(2) 計画の期間.....	6p
(3) 計画における基本的な方針.....	6p
第Ⅱ部 今後のGIS施策の具体的な展開.....	8p
1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策.....	8p
(1) 基盤地図情報に係る施策.....	8p
①基盤地図情報整備の基準、ルール等.....	8p
②基盤地図情報の整備・更新.....	8p
③基盤地図情報の提供と流通の促進.....	8p
(2) 地理空間情報全般に係る施策.....	9p
①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等.....	9p
②地理空間情報の整備・更新.....	9p
③地理空間情報の提供等.....	9p
④個人情報の保護、セキュリティの配慮等.....	9p
2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策.....	9p
(1) 国における利用・活用.....	9p
(2) 地方公共団体及び民間における利用・活用の促進.....	10p
3. GISの推進に係る基礎的條件の整備.....	10p
(1) 普及・啓発の推進.....	10p
(2) 人材育成の推進.....	10p

（３）調査研究の推進.....	10p
（４）技術開発の推進.....	10p
（５）国際的取組の強化.....	10p
4. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化.....	10p
（１）地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割.....	10p
（２）国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化.....	11p
5. 計画の効果的実施にあたっての配慮事項.....	12p
別表 今後、具体的展開に必要な施策事項一覧.....	13p

「GISアクションプログラム2010(案)」

はじめに

地理情報システム(GIS:Geographic Information System)は、電子地図の上でデジタル化された地理空間情報を一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システムであり、ユーザは的確な情報分析に基づく迅速な判断が可能となる。GISは、既に、道路などの公共施設の管理や固定資産税業務などの国や地方公共団体の業務で、また、店舗展開の市場調査や運送トラックの運行管理のように民間の事業の中でも活用され、さらに、カーナビや、インターネットで公共施設や飲食店の案内を行うサービスなど市民生活の中でも幅広く利用されている。

政府では、GISをIT社会における極めて有効な基盤的ツールと位置づけ、1995年の阪神・淡路大震災を契機に本格的なGISの普及を進めてきたが、これまでに、地図データ等の標準の制定、数値地図25000(全国を対象に国土地理院が整備している2万5千分の1の精度のデジタル地図データ)、都市計画区域を対象とする数値地図2500等の基盤となる地図データの整備と提供、政府や地方公共団体におけるGISを用いた行政の効率化や国民へのデータ提供などが実現している。

一方、近年、膨大な量の情報を位置と時点を軸として管理し、効率的に活用していく「空間情報社会」や、いつでも、どこでも、誰でも、どんなものからでも情報ネットワークにアクセスできる「ユビキタス社会」の実現の可能性や期待が高まっている。このような社会では、GISが飛躍的に効率化・高度化し、例えば、「防災や景観、交通利便性などを考慮すると、どこに家を建てるべきか」、「天候や道路状況を考慮すると、車椅子で駅まで行くにはどのルートを通るべきか」といった問いに対して、様々な条件を瞬時に比較衡量できるようになることが期待される。

こうした背景の下で、GISの対象となる情報は、移動体情報や時間の概念を持つ情報、陸海域を含む3次元空間の情報(「地理空間情報」=Geo-Spatial Information)に向けて広がっていくと考えられる。

こうした方向を念頭におきつつ、データやシステムの整備だけではなく、情報を流通させるための社会的な仕組みや、情報を利活用できる人材などを含めた総体を国家的な社会基盤(「国土空間データ基盤」=National Spatial Data Infrastructure: NSDI)として早急に構築していく必要がある。

本計画では、このようなGISを巡る新たな状況を踏まえ、将来、地理空間情報を高度に活用した社会を実現するため、位置の基準となる基盤地図情報の整備、民間も含めた地理空間情報の流通の促進、これらを一層進めるための産学官民の連携の強化など、新たなステップに向けた施策を進めることとする。

【※】本計画において「地理空間情報」、「基盤地図情報」の用語は、第164回国会に提出された地理空間情報活用推進基本法案を踏まえたものである。

第 I 部 GIS 政策の展開の方向

1. 新たなGIS計画の意義

(1) GIS政策の経緯と現状

政府においては、1974年以來、個別のGISに関する先駆的な取組（国土数値情報の整備・公開、都市計画GISの開発、デジタルマッピングの規格の策定など）を行ってきたが、1995年の阪神・淡路大震災を契機として、「地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議」を設置し、政府が一体となったGIS政策を本格的に推進してきた。この結果、地理空間情報に関する標準の制定、数値地図25000や数値地図2500のような基盤的な地図データの整備、政府の各機関におけるGISを利用した情報提供サービスの拡大などの成果をあげてきた。

その後、2005年に、GISと衛星測位を連携させて総合的に推進するため、GIS関係省庁連絡会議を発展的に改組し、「測位・地理情報システム等推進会議」を設置した。

①GIS関係省庁連絡会議における取組

ア. GIS関係省庁連絡会議の設置（1995年9月）

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、大縮尺の地図や交通ネットワークに関するデータなど関係機関がそれぞれ保有していた地理空間情報を相互に利用できなかったため、早期の被害状況の把握や震災直後の救援活動の支援などを迅速かつ効果的に進めることができなかった。このため、政府においては空間データの相互利用の促進やそれを実現するためのデータの標準化の重要性を強く認識し、同年9月、「地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議」を設置し、政府におけるGISの整備と相互利用の環境づくりを計画的・一体的に進めることとした。

イ. 「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」（1996年12月）

及び「国土空間データ基盤標準及び整備計画」（1999年3月）

GIS関係省庁連絡会議では、多くのGISで共通に用いられる基盤的なデータ、すなわち、1) GISの利用を支える地図データ、2) 基本的な台帳・統計情報等、3) 航空写真などのデジタル画像データの3種類のデータを合わせて「国土空間データ基盤」と呼ぶこととし、まず、これらの整備と相互利用を推進することとした。このため、1996年12月に、1996年度からの概ね3年間（基盤形成期）に国土空間データ基盤の標準化等を行い、その後の概ね3年間（普及期）に国土空間データ基盤のひととおりの整備及びGISの全国的普及を行うことを目標とする「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」を策定した。

これを受けて、データの交換のための共通フォーマット（「地理情報標準」）及び汎用的で基礎的な地図データであって整備を促進すべきデータ項目（基準点、標高、道路、河川、行政区画、住所など25項目の「空間データ基盤標準」）並びに普及期におけるデータ項目ごとの国土空間データ基盤の整備の進め方を示した「国土空間データ基盤標準及び整備計画」を1999年3月に定めた。

これらの計画等を受け、2000年10月、「今後の地理情報システム（GIS）の整備・普及施策の展開について」により、政府の保有する地理空間情報についてはインターネットによる無償提供を基本とすることを申し合わせるとと

もに、2001年3月に国土地理院がクリアリングハウス(地理空間情報の所在や内容を記述したメタデータを集約し、インターネットで検索する仕組み)の運用を開始した。

ウ. 「GISアクションプログラム 2002-2005」(2002年2月)

2002年2月、GISを利用する基盤環境の概成、GISを有効に活用した行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を目指し、「GISアクションプログラム 2002-2005」を策定した。

この計画に基づき、空間データの交換方法等の標準を定めた地理情報標準やG-XML(インターネット上で地理空間情報をやりとりするためのプロトコル)の制定、全国を一律の規格で網羅した数値地図25000、都市計画区域を対象とする数値地図2500の整備、政府の地理情報の提供に際しての配慮事項に関するガイドラインの作成、電子地図の取扱いを可能とする不動産登記法の改正、45万枚余のデジタル航空写真のインターネット提供、地方公共団体の統合型GISに関する地方交付税措置制度の拡充、関係府省における21件のウェブGISサイトの開設等が実現された。

②測位・地理情報システム等推進会議の設置

その後、2002年の測量法における世界測地系の採用や衛星測位の普及により、地理空間情報の作成に衛星測位を用いたり、衛星測位で得られた位置情報をGISで処理するなど、GISと衛星測位の関連性が強まってきた。このような状況を踏まえ、2005年9月に、測位・地理情報システム等について関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、GIS関係省庁連絡会議を発展的に改組し「測位・地理情報システム等推進会議」を設置し、次世代のGISの整備及び活用のあり方に関する検討を進めてきた。

(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開

以上のようなGIS政策のこれまでの経緯と、GISを巡る諸情勢を踏まえると、今後のGIS政策の課題と展開は以下のように考えられる。

①GISの新たな展開への期待

GISが市民生活に浸透するにつれ、より詳細で新鮮なデータが求められたり、屋内・屋外でGISをシームレスに活用できるなど人々のGISに対するニーズも高度化・精緻化してきているとともに、災害時に一人では避難できない高齢者等を迅速に救出するためのGISの利用や、市場調査のようなマーケティングでの利用など、多種多様な地理空間情報を重ね合わせて利用することが望まれている。また、近年、人口減少、少子高齢社会の到来、災害や犯罪に対する不安等の諸問題に対する国民の関心が高まっており、これらに対する取組において、GISの貢献が期待されている。

さらに、あらゆる情報の電子化が爆発的に進んで膨大な情報が蓄積されるようになった結果、真に必要な情報を見つけ出すことがかえって困難になっていることから、位置と時間を軸とする情報整理の必要性が高まっている。時空間上の位置をキーに情報の検索、統合、発信等を可能にするGISは、情報整理に非常に有効なツールである。

なお、近年、コンピュータやインターネット、携帯電話の技術進歩や低廉化により、ユーザ側においてデータを利用する環境が飛躍的に整ってきており、GI

Sをより手軽かつ高度に利用できる環境が整ってきている。

②今後の課題

国は数値地図 25000 を全国一律の規格で整備してきたが、数値地図 2500 は地方公共団体が整備した都市計画基図等をもとにしてはじめて国が整備できるものであるなど、大縮尺の地図データを国だけで整備することはできない。様々な地理空間情報は、国、地方公共団体、民間等の多様な主体が整備しているものであり、様々な主体が整備する各種の地理空間情報の位置的整合を確保すること、情報の流通のルールを策定するとともに国が率先してデータを提供すること、国、地方公共団体、民間等の連携等が必要である。

ア. 様々な地理空間情報の重ね合わせ

様々な地理空間情報を重ね合わせるウェブGIS型の各種のサービスが増えてきた状況を踏まえ、様々な主体によって整備されるデータ間で、位置ずれなどの齟齬が生じないように、地理空間情報の整備の際の基準・ルールの作成及び普及を進めるとともに、様々な地理空間情報を空間上の位置に対応づけるための基準として多くの主体に共通・頻繁に参照される基盤的な地図データの整備・共用化を行う必要がある。

イ. 情報の流通の促進

現状では、必要な者に必要なデータが十分に提供されていないため、情報の流通を促進する必要がある。よって、様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に流通させるためのルールを策定するとともに、政府の保有する地理空間情報のうち、一般に対し広く提供すべき情報についても、未だインターネットによる無償提供をしていないデータがあるため、全ての政府機関が地理空間情報を原則としてインターネットにより無償提供することを進める必要がある。

その際、地理空間情報は個人情報を含んでいるケースや、著作権等の知的財産の対象となっているケースが多いこと、その公開のあり方が国の安全に影響を及ぼすこともあることから、国民が安心して利用できる地理空間情報の流通のためには、これらの観点等も踏まえた情報提供のルールを確立することが必要である。

ウ. 連携体制の整備

以上のような新鮮で精度が高い地理空間情報の整備とそれを容易に利用できる環境の整備については、それらを使いこなす人材の育成を行うとともに、産官学の協力が不可欠であり、国はこれまで以上に地方公共団体、民間等と連携・協力する必要がある。

(3) 目指すべき地理空間情報を活用した社会の姿―「地理空間情報高度活用社会」の実現―

以上のような取組を推進することにより、次のような「地理空間情報高度活用社会」を実現することを目指す。

①行政の効率化・高度化

行政機関においては、様々な地図を整備し利用しているが、基盤的な地図データを共用し一元的に整備することにより、たとえば、地図整備費用が年間9億円から6億円へと3分の2に削減された県があるなど大きな費用削減が実現できる。

また、市役所の職員が自席のパソコンで他部署の様々な行政情報を重ね合わせて見られるようになったため、住民などからの問い合わせに迅速に回答できるようになった例もある。

さらに、詳細な標高データを用いて洪水のハザードマップを作成したり、GISとインターネット上の電子会議室を組み合わせることでまちづくりに関する市民の意見や情報を集約する取組や、自然環境に関するデータを集約し環境保全計画の策定に利用するなど、GISを利用した質の高い取組もなされている。

このように、位置をキーにして行政情報の共有が進み、資料収集、照会等の労力が軽減し、その分、高度な判断が必要な業務に注力できるようになったり、GISの高度な機能を活用することにより、行政の効率化・高度化が実現する。

②国民生活の利便性の向上

高齢者の居住地や老朽化した住宅の分布を的確に把握し行政の防災力を向上させたり、ハザードマップやヒヤリ・ハットマップ（歩行者や車の運転者が危険を感じた場所を示した地図）などによる市民への情報提供など、GISの活用により安全・安心な社会を目指す試みが行われるようになっている。

また、地方公共団体が公共施設・医療機関・店舗などの情報や都市計画規制の内容などの行政情報をウェブGISでワンストップで提供するサービスも行われている。さらに、ユビキタスネットワークを活用した高齢者等の移動支援や、リアルタイムの交通状況や時刻表データを用いた公共交通機関の経路案内などの高度な民間サービスを利用できるようになることが期待される。

このように、国民が知りたい情報を知りたいときに分かりやすく容易に入手できるようになるなど、国民生活の利便性が向上する。

③産業・サービスの発展・創出

GPSなどの技術の進歩や、リアルタイムの交通状況などの地理空間情報を新たに流通させることにより、警備会社の現場急行サービスや高度な公共交通案内、ファーストフード店等の店舗展開の市場調査など、既にGISを活用した様々なサービスが展開されている。

また、これまで民間企業が作成・提供してきた店舗等のデータは、ばらばらの地図の上で作成され、他の背景地図や他の企業が作成するデータと位置ずれなどの齟齬があり、データの修正に大きなコストをかけていたが、共通の基盤的な地図の上でデータを作成すると、自然にデータの位置の整合性が図られ、コストダウンが可能となる。

さらに、モバイル機器の発達や、屋内外のシームレスな測位の実現により、配送中の荷物の位置をリアルタイムで通知するサービスが生じたり、中心市街地における顧客分布や買い物客の移動パターンの分析等により新たな需要を発見することなどが期待される。

このように、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展が期待される。

④国土の利用、整備及び保全

GISは道路や河川などの社会資本に関するデータや地形・地質、土地利用などの国土の状況を示すデータ等を一度に効率的に管理することができることから、国土計画や環境計画などの国土の利用、整備及び保全に関する計画の策定や、公共施設の維持・管理などに利用されている。

新潟県中越地震においては、内閣府が地震防災情報システム(D I S)により、地震発生直後の被災状況の推計を行い、関係機関がその結果を初動体制の立ち上げ等の判断材料として用いた。また、土砂災害などの範囲や現場写真などをG I S上に集約、提供し、情報を共有することにより、的確な応急・復旧活動を行うことができた。さらに、市の罹災証明発行業務において、窓口職員が被災者の被災状況を確認する際、被災現況写真等の現地情報の集約・管理にG I Sを活用するなど、防災にG I Sを活用した先駆的な例となった。

今後、たとえば、地すべりセンサーや地球観測衛星等と連携することにより災害を予測したり、災害の状況を迅速に把握し、復旧・復興の取組を支援する仕組みが構築されることが期待される。

このように国土の利用、整備及び保全に係る分析においても、G I Sを用いた業務の効率化や高度化が実現する。

2. 計画策定の基本的な方針

これまで述べてきた今後のG I S政策の課題と新たな展開、目指すべき社会の姿等を踏まえ、本計画の基本的な策定方針を以下の通りとする。

(1) 計画の目的

本計画は、地理空間情報が高度に活用される社会を目指し、その前提となる基盤地図情報を位置の基準として相応しい整備水準まで高め、地理空間情報の流通を促進するための基準・ルールを概成し、産学官連携の体制を構築すること等を目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、基盤地図情報が位置の基準として相応しい整備水準となることが見込まれる期間等を考慮し、2006年度から概ね5カ年とする。

(3) 計画における基本的な方針

これまでのG I S施策の成果と課題、今後のI T社会の進展などの我が国の経済社会状況や国際的な情勢を展望し、効果的・効率的にG I S政策を推進していくという観点から、本計画においては次の分野の施策に重点的に取り組むものとする。

- 1) 地理空間情報の整備・提供に係る施策
 - ・基盤地図情報に係る施策
 - ・地理空間情報全般に係る施策
- 2) 地理空間情報の利用・活用に係る施策
- 3) G I Sの推進に係る基礎的條件の整備
 - ・普及・啓発の推進
 - ・人材育成の推進
 - ・調査研究の推進
 - ・技術開発の推進
 - ・国際的取組の強化
- 4) 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化

- 地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割
- 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

第Ⅱ部 今後のGIS施策の具体的な展開

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策

(1) 基盤地図情報に係る施策

地理空間情報の相互利用や重ね合わせを容易に行うためには、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準となり、広く共用される地図情報が必要である。本計画では、これを「基盤地図情報」と呼ぶが、基準点、海岸線や道路、標高等の骨格的な地図データ、住所をはじめとした地理識別子等の地図データがこれに相当する。

この基盤地図情報の整備・共用・相互活用・円滑な流通を促進するため、以下の施策を行う。

①基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等

国は、国・地方公共団体が基盤地図情報を整備する際に基づくべき、位置精度や作成手法に関する基準・ルールを策定し、普及等を行う。このため、国及び地方公共団体の測量業務の手本となる公共測量作業規程準則の見直し等を2007年度中に行う。

②基盤地図情報の整備・更新

国の各機関は、道路関係図面など日常業務において整備している地図データをこの基準・ルールに従って整備するとともに、より新鮮で正確なものとして維持されるよう適時に更新する。

また、地方公共団体においても、都市計画基図など通常業務で整備・利用している基盤地図情報のデータ項目を含む地図データが基準・ルールに基づき整備されるよう、国において、技術支援、基準・ルールの普及を行う。

国土地理院は、このように国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データを集約・シームレス化し、基盤地図情報を効率的に整備する。

さらに、地方公共団体が庁内の複数部局でGISを共用する「統合型GIS」を導入する際に整備する「共用空間データ」（庁内で共用できる地図データ）が基盤地図情報のデータ項目を多く含むことから、「共用空間データ」の整備を促進するため、国は、技術的支援や補完的な財政措置を行う。

③基盤地図情報の提供と流通の促進

ア. ワンストップサービス

国、地方公共団体等が公共測量において整備する基盤地図情報の品質を中立・公正に試験し、円滑に流通させるため、国土地理院が、国・地方公共団体の保有する各種の基盤地図情報を集約しシームレスに接合した地図データを、ワンストップで提供するサービスを2010年度までに開始する。

イ. インターネットによる無償提供

国は、その保有する基盤地図情報を、原則としてインターネットを利用して無償で率先的に提供する。そのため、基盤地図情報のデータ項目を含む地図データである数値地図25000等をインターネットで提供するとともに、クリアリングハウスの充実等を行う。また、国以外にもこの取組が普及するよう、地方公共団体への働きかけや、ヘルプデスクの設置など相談体制の充実を図る。

(2) 地理空間情報全般に係る施策

地理空間情報を高度に活用する社会を実現するには、基盤地図情報のみならず、地形図、主題地図データ、台帳・統計情報、航空写真など、多様な地理空間情報の整備・提供・流通を促進し、GIS上での活用を進める必要がある。このため、以下の施策を行う。

①地理空間情報の整備・流通に関するルール確立等

国は、地理空間情報を多様な主体が多目的に利用できるよう、地理情報標準やG-XMLなどのデータ交換のための標準を普及するとともに、基盤地図情報を用いて位置の正確な地理空間情報を整備するための基準、地名コードのような統計データを容易に組み合わせるためのルールなど、地理空間情報の整備・更新・共用・流通等に関するルールを作成し、普及する。そのため、モデル的な実証調査等を行い、2010年度までに位置的整合性を担保する方法や台帳・統計情報等の地理空間情報の流通等に関するガイドラインの作成等を行う。

また、地理空間情報の整備等への基本測量成果及び公共測量成果の活用を促進するため、国は、測量成果の複製・使用承認に係る規制の合理化等を図る測量法の改正案を第166回通常国会に提出する。

②地理空間情報の整備・更新

国は、地形図、土地利用図・地質図等の主題図、台帳・統計情報、航空写真等の地理空間情報の電子的な整備・更新を行う。その際、基準・ルール等に則り適切に整備・更新されている基盤地図情報がある場合には、それを用いて地理空間情報の整備・更新に努める。また、地方公共団体等が基盤地図情報を用いて地理空間情報の電子的な整備等を行えるよう、国は技術的支援等を行う。

③地理空間情報の提供等

国は、保有する地理空間情報を、原則としてインターネットを利用して無償で提供する。例えば、土地利用、地価等を地図データ化した国土数値情報をインターネットを通じて無償で提供する。また、地方公共団体の地理空間情報の提供を促進するため、国は地理空間情報の流通等に関するルールの普及・啓発等を行う。

④個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等

地理空間情報の利活用により、個人情報の漏洩や著作権等の侵害などの問題が生じないように、国は、これまで定めてきた地理情報の提供に関するガイドラインを一層普及するとともに、モデル的な実証調査を行うことにより、実効性の検証等を行う。また、地理空間情報の流通が国の安全に及ぼす影響について、国は、調査検討を行う。

2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策

国、地方公共団体、民間等がGISを利用して地理空間情報の活用を図り、高度かつ効率的な行政サービスや民間サービスを実現できる「地理空間情報高度活用社会」の実現に向けて、次の施策を行う。

(1) 国における利用・活用

国は、森林管理、犯罪情報分析等の行政の各分野において地理空間情報を高度

に活用するとともに、国民への情報提供などにおいてG I Sを活用した質の高い行政サービスを提供する。

(2) 地方公共団体及び民間における利用・活用の促進

国の各行政機関は、それぞれの各所管分野において、地方公共団体や民間がG I Sを利用することにより業務の効率化や高度化が見込まれる分野について、G I Sの導入効果を啓発し、その普及等を行う。

また、地理空間情報を庁内で共用することにより、横断的に利活用する統合型G I Sについて、地方公共団体への導入を促進するため、国は技術的支援や補完的な財政措置を行う。

3. G I Sの推進に係る基礎的条件の整備

G I Sの推進に係る基礎的条件を整備するため、以下の施策を行う。

(1) 普及・啓発の推進

地理空間情報の活用の有効性等を普及・啓発し、多くの分野でG I Sの利用がなされるよう、国は、セミナーの開催や啓発パンフレットの作成等を行う。

また、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。

(2) 人材育成の推進

単にG I Sを扱える人材を育成するだけでなく、分野横断的な情報の活用を行ったり、自らの専門分野において空間的な思考を行いG I Sの活用を企画できる人材を育成するため、国は、大学や地域においてG I Sを担う人材の育成を推進する。そのため、講習会の実施や、大学等と連携したテキストの作成等を行う。

(3) 調査研究の推進

地理空間情報の流通が促進されると、例えば、プライバシーの侵害や個人情報の流出、国の安全に影響を及ぼす等の問題が生じるおそれがあることから、国はこれらの観点にも配慮しつつ情報を流通させるとともに、その二次利用を容易にする手法など、地理空間情報の提供・流通のあり方を検討する。

(4) 技術開発の推進

地理空間情報の整備の技術の高度化や利用者の利便性の向上を図るため、国は、測量技術の高度化、3次元G I S、G I Sの操作性の向上等の技術開発を行う。

(5) 国際的取組の強化

I S Oにおける地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。また、地球地図プロジェクト等のG I Sに関する国際協力、国際測地観測等の国際連携を行う。

4. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化

(1) 地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割

地理空間情報の整備・提供やG I Sの利活用は、国のみが行うのではなく、地方公共団体、民間、大学・研究機関等が、それぞれの役割や業務にしたがって行

う必要がある。

これらの主体に対して、以下のような役割を果たすことを期待する。

①地方公共団体の役割

- ・基準・ルールに適合した基盤地図情報の整備・適時の更新・提供・流通
- ・地図を利用する行政分野における基盤地図情報の相互活用
- ・地理空間情報の電子的な整備、提供等円滑な流通の促進
- ・GISの利用の拡大、公共分野における多様なサービスの展開
- ・個人情報の保護等に配慮した地理空間情報の適正な取扱い

②民間の役割

- ・地理空間情報を活用した情報サービスなどの事業の展開
- ・GISの活用による自らの事業の高度化、効率化
- ・地域における安全情報の発信に取り組む団体など、市民やNPO等の活動におけるGISの活用

③大学・研究機関等の役割

- ・地理空間情報の取得・整備・蓄積・解析・流通・利用及びGISの応用に関する研究開発
- ・地理空間情報の活用を担う人材育成
- ・地域において行政や民間企業と連携して進めるGISを活用したプロジェクトの技術的支援やコーディネート

(2) 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

国、地方公共団体、民間等は、地理空間情報の整備・提供に積極的に連携・参画し、データの流通を促進していくことが必要である。このような国、地方公共団体、事業者等の参画・連携を進めるため、以下の施策を進める。

①GIS官民推進協議会の充実

産官学の連絡を密にし、産官学一体となった施策を推進するため、GIS官民推進協議会に学識経験者を新たに追加し、体制を充実する。

②民間の技術力やニーズの反映

地理空間情報を整備するためのルールの策定など、民間の技術力の活用や、官民のニーズの反映が必要な施策について、JIS原案作成委員会等の産官学共同の取組を行う。

また、地理空間情報の利活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。

さらに、新産業の創造に寄与する講演会やシンポジウムの開催、新商品・新サービスの展示会、産官学の関係者の情報交換会等を同時に開催する「GIS EXPO」(仮称)を開催すること等により、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に対して、民間の提案や創意工夫を掘り起こす。

③全国・地域における中核組織の育成

全国及び地域において、国の機関や地方公共団体、民間企業、NPOなどの連携の中核となる組織を明確化し、育成する。この中核組織は、GISに関する専門知識を有し、かつ、中核組織としての活動に関する意欲や可能性

を有する大学等を想定する。

5. 計画の効果的実施にあたっての配慮事項

①法制上の措置等

本計画の推進にあたって、関係法令の改正の必要性があると考えられるときには、積極的に検討を行う。

②各種計画との連携

本計画の推進にあたっては、I T新改革戦略、経済成長戦略大綱等の政策との整合性の確保や、連携効果の発揮に十分配慮していくものとする。

③計画の進捗状況の点検（フォローアップ）及び計画の見直し

毎年度、本計画に記述した施策の実施状況を把握し、インターネット等で公表するとともに、その結果も勘案し、必要に応じ、計画の修正等を行うものとする。

(別表) 今後、具体的展開に必要な施策事項一覧

(注)「WG」とは測位・地理情報システム等推進会議 測位・空間情報の整備に関するワーキンググループの事です。

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策				
(1) 基盤地図情報に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
1	公共測量作業規程準則の改定等	基盤地図情報等の整備に関わる公共測量作業規程準則の改定等を行う。	国土交通省	2007年度までに公共測量作業規程準則を改定する。
2	基盤地図情報の基準、仕様等作成	基盤地図情報の項目、品質要件、基準、仕様等を作成する。	国土交通省	2007年度前半までに作成する。
3	基盤地図情報の整備・提供	地理空間情報活用における共通基盤となる白地図(基盤地図情報)及びデジタル画像情報の整備・提供を行う。	国土交通省	2010年度までに市街化区域・市街化調整区域内の基盤地図情報を整備し、2011年度までにデジタル画像情報を整備する。
4	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点 Web GIS」を構築する。	国土交通省	2009年までに「基準点 Web GIS」を構築する。
5	数値地図 25000 の更新、提供	数値地図 25000 の更新、提供(刊行、インターネット提供)を引き続き実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施する。
6	街区レベル位置参照情報等の整備・更新等	街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、新たな位置参照情報の整備について検討する。	国土交通省	毎年度1回以上更新する。
7	都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)	老朽化した木造建築物が密集している密集市街地、中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。	国土交通省	2009年度までに密集市街地等を重点整備する。
8	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。
9	CALS/ECの推進	CAD-GISの連携などにより、完成図を利用した管理図の蓄積・更新の迅速化・効率化を図る。また、地質データについては、その集積と提供を推進する。	国土交通省	2007年度までに地質データを公開する。
10	メタデータ整備	クリアリングハウスの充実のため、基盤地図情報等についてメタデータ整備を行う。	国土交通省	基盤地図情報等が整備され1年以内に整備する。
11	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	—
(2) 地理空間情報全般に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び

				達成水準
12	地理空間情報活用推進のための基盤地図情報を用いたモデル調査	モデルとなった地方公共団体等において、基盤地図情報の整備に関し制度・体制面から実証調査を行い、地図データの整備・共有・更新のルール等を定めたマニュアル等を整備する。	国土交通省	2008年度までに、マニュアル等を整備する。
13	地理情報標準の整備・普及	ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	国際規格確定後順次、地理情報標準をJIS化する。適時に、JPGISを改訂する。
14	地理情報標準に準拠したデータ整備	データ整備の際には、原則として地理情報標準プロファイル(JPGIS)に準拠するよう製品仕様書を作成し、それに準拠したデータ整備に努める。	関係府省	—
15	地形図の更新	数値地図25000の基データである地形図データの更新を行う。	国土交通省	継続的な更新を実施する。
16	主題地図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題地図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題地図データを増加させる。
17	海域の地理空間情報の整備	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	海上保安庁	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。
18	統計GISの拡充	統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年3月31日CIO連絡会議決定)に基づき、現行の統計GISプラザを廃止し、その機能を各府省が共同して利用できるシステム(政府統計共同利用システム)のサブシステム(統計地理情報システム)として整備するとともに、各府省が保有する地域統計データ及び統計に係る境域情報の統計地理情報システムへの掲載を推進する。さらに、これを政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口となる「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を通じて提供する。	総務省及び関係府省	2008年度に新システムの本格運用を開始する。
19	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警察庁	2008年度までにデータベースを作成し、情報提供を開始する。
20	水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報として整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。	農林水産省	2010年度まで全国的な地図情報を整備する。
21	農地情報整備促進事業	国、県等により整備された農地に関する地図情報を一元的に管理し、関係機関に情報を提供することにより、GISを活用した施設管理や営農活動等の地域での取り組みを支援する。	農林水産省	2010年度まで毎年度農業関係機関に提供する情報を増加させる。
22	環境との調和に配慮した事業に係るデータの整備	環境との調和に配慮した事業に係る参考文献や農業農村の生態系等の自然環境情報のGISによる整備を実施する。	農林水産省	2011年度までに全国の広域農業地域の

				データを整備する。
23	森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	2011年度までに47都道府県に森林GISを整備する。
24	地質情報の整備	防災（地震動、土砂災害等）や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	整備された情報の高度化・統合化を進め、利活用可能な情報を拡充・増加させる。
25	地すべり地形分布図、火山地質図、活断層図等の電子化	未刊行である四国・九州・北海道の地すべり地形分布図を作成し、Web公開範囲の拡大を進める。また、WMSを用いて各種地理データとの重ね合わせを実現させるため、世界測地系への変換を早急に行うとともに、WFSへの対応を検討する。（文部科学省） 火山に関しては、火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、電子化し他の地質情報と重ね合わせた火山科学図を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合化した活断層データベースの整備・更新を行うとともにGIS化したデータベースとして整備する。（経済産業省）	文部科学省 経済産業省	2015年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。（文部科学省） 2010年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山科学図2図を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。（経済産業省）
26	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。	国土交通省	2013年度までに完了する。
27	厚生労働省行政総合情報システムの構築	保健・医療・福祉等の厚生労働行政に関する地理空間情報をGIS基本情報データベースシステムとして提供する。	厚生労働省	2007年度までに厚生労働省ホームページにおいてサービス提供をする。
28	生物多様性情報の提供サービス	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードサービスを行う。	環境省	多様な提供形態に対応させる。
29	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、国土数値情報、空中写真等のダウンロードサービスを行う。	国土交通省	ダウンロード可能な情報を増加させる。
30	空中写真の有効活用の推進	国土交通省が保有する空中写真をオルソ化し、インターネットで提供する。	国土交通省	2010年までに提供する写真数を増加させ、オルソ画

				像の整備を完了する。
2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
31	教育情報ナショナルセンターでのGISを活用した教育及び学習の振興	教育情報ナショナルセンターにおいて、GISを利用した教育・学習情報の提供を継続的に実施し、GISを活用した教育及び学習の振興を図る。	文部科学省	教育・学習情報の新規追加及び既存の情報の更新等運用を継続的に実施する。
32	農地情報活用支援事業	農地情報の整備・活用に係る先進的事例を広く紹介するとともに地域に対する技術的な指導・助言を行うことにより、今後行われる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう地域を支援する。	農林水産省	2010年度まで農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年1回以上開催する。
33	GEO Gridの推進	地球観測衛星データを有効利用する情報システムとデータを整備し、GISとの統合を簡便に実現することで、地形や地質、重力等の、国が整備している国土の基礎的な基本情報の高度な利用を促進し、地球規模の社会問題解決や新たなビジネスモデル創出への貢献を図る。	経済産業省	2007年度までに地球観測衛星データの発信、2008年度までにGISデータと統合する。2010年までに基本システムの完成。その後も普及を継続する。
34	電子国土Webシステムの機能拡充と普及	電子国土Webシステムの機能拡充等を図るとともに、普及活動の充実を図る。	国土交通省	2008年度までに電子国土Webシステムを利用して地理情報発信する団体数を2000団体とする。
35	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、HPによる情報提供を継続する。
36	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、HPによる情報提供を継続する。
37	WebGISの拡充	行政の各分野において、国土数値情報ウェブマッピングシステムなどの情報の提供を行うWebGISサイトの整備・拡充を行う。	関係府省	—
38	統合型GISの導入・活用に関する検討	統合型GISの整備を促進するため、統合型GISの導入・活用に関する検討を行い、その結果を情報提供する。	総務省	2006年度に実施する。
39	統合型GISの整備に要する地方財政措	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	—

置（再掲）			
3. GISの推進に係る基礎的条件の整備			
（1）普及・啓発の推進			
施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
40	政府のGISポータルサイトの充実	W G	—
41	地理情報共用 Web ゲートウェイの構築	W G	2010 年までに政府の全ての主要なウェブGISサイトに接続する。
42	セミナーの開催	W G	関係府省が連携したセミナーを年3回以上実施する。
43	統合型GISの普及・啓発の推進	総務省	—
（2）人材育成の推進			
施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
44	大学等と連携したGIS活用のためのテキスト等の作成	国土交通省	2009 年度までに作成する。
45	Web-GIS 等に関するセミナーの開催	国土交通省	毎年セミナーを実施する。
46	地球観測衛星データ利用セミナーの開催	文部科学省	地球観測衛星データの利用者を増加させる。
（3）調査研究の推進			
施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
47	制度的課題の調査・研究	関係府省	—
（4）技術開発の推進			
施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
48	時空間情報システムに関する研究開発	総務省	2010 年度までに研究開発を完了し、基盤技術を確立する。

		技術の研究開発を実施する。		
49	地球観測衛星の継続的な開発・運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供のため、平成18年1月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」の着実な運用を実施するとともに、継続的な地球観測衛星の開発・運用を進める。	文部科学省	地球観測衛星データの継続的な提供を行う。
50	工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。	国土交通省	2008年度までに、プロトタイプの開発及び実証実験を行う予定。
51	地理空間情報の取得技術の高度化の研究開発	航空レーザ測量、高分解能衛星画像等から、効率的に地理空間情報を取得する技術開発を推進する。	国土交通省	2010年度までに、新技術を使って位置精度数十cmで地理空間情報の位置を迅速に取得する技術を実用化する。
52	地理空間情報の高度利活用の研究開発	時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に利活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。	国土交通省	2010年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。
53	屋内外シームレス測位技術の開発	GPS、無線LAN、ICタグ等を活用して、屋内外のシームレス測位が容易に行える技術を開発する。	国土交通省	2010年度までに、屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。
54	動線解析プラットフォームシステムの開発	都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ（四次元GISデータ）を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。	国土交通省	2008年度までにプロトタイプの開発及び実証実験を行う予定。
(5) 国際的取組の強化				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
55	国際規格策定作業への貢献	ISOの国際規格策定作業に積極的に貢献する。	国土交通省 経済産業省	総会、国内委員会等の規格策定作業に参加する。

56	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	2007年に地球地図第1版の整備を完了し、以降5年毎にデータを更新する。
57	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会 (Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	2010年までに東・東南アジア地質図を作成する。2008年までに全球デジタル地質図の日本担当分を作成する。
58	Sentinel-Asia プロジェクトの推進による衛星データ等の提供	Web-GIS を用いて、地図データなどとの重ね合わせによる付加価値のついた衛星画像等をインターネット上に公開し、アジア太平洋地域の国々で災害関連情報を共有すること等により、防災活動に貢献する。	文部科学省	防災活動に資する衛星データ等の提供を行う。
4. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
59	中小ITベンチャー支援事業	優れた技術シーズを持つ中小ITベンチャー企業に対して、市場を見据えたソフトウェア開発からその事業化までの支援を行う。プロジェクトマネージャーを配し、プロジェクト実施に関する助言、指導、進捗支援等を行う。	経済産業省	中小ITベンチャー企業の発掘・支援を行う。
60	「GIS EXPO」(仮称)の開催	新産業の創造に寄与する講演会やシンポジウムの開催、新商品・新サービスの展示会、産官学の関係者の情報交換会等を同時に開催する「GIS EXPO」(仮称)を開催すること等により、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に対して、民間の提案や創意工夫を掘り起こす。	国土交通省	2008年度までに開催し、以降は毎年度開催する。
61	各地域での自立的なGIS推進体制整備	各地域での自立的なGIS推進体制整備のための指導・助言、技術支援等を行う。	国土交通省	毎年度、1団体以上に指導を行う。
5. 計画の効果的実施にあたっての配慮事項				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
62	本計画のフォローアップ等の実施	整備された基盤地図情報等の地理空間情報の整備・提供の状況、国の機関が行うGISを用いたサービス等の施策の実施状況を把握し、その結果を勘案して必要に応じ、計画の修正等を行う。	WG	毎年度行う。ただし、対象となる地理空間情報は、基盤地図情報の整備に関する基準・ルールの策定を受けてすみやかに整理する。